平成３０年（フ）第１１３号
和歌山市有本164番地３　Ｒｉｃｈ＆Ｆｏｒｃｅ有本503
債務者　長谷　美佳（旧姓水田）
1　決定年月日時　平成30年５月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成３０年（フ）第４４号
山口県宇部市大字妻崎開作４番地１　浜本アパート101号、従前の住所山口県宇部市大字東須恵2590番地１
債務者　ポケットカーズこと　**藤**岡　　宏
1　決定年月日時　平成30年５月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月12日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成３０年（フ）第５０５号
札幌市東区北16条東18丁目１番22―203号
債務者　川本　優生
1　決定年月日時　平成30年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第５７８号
札幌市手稲区前田８条10丁目３番７号
債務者　山川　　晶
1　決定年月日時　平成30年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第６３２号
札幌市北区北34条西11丁目１番15号　コーポ三村201号
債務者　村田　秀樹
1　決定年月日時　平成30年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第６５９号
札幌市中央区南22条西14丁目１番20号　平松記念病院
債務者　舟橋　千里
1　決定年月日時　平成30年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第６７９号
札幌市白石区菊水元町６条４丁目３番18号　マイルーム元町205号
債務者　佐々木祐子（旧姓明杖）
1　決定年月日時　平成30年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第６８２号
札幌市東区北25条東18丁目１番28号　ハイツ新栄202号
債務者　佐藤　方志
1　決定年月日時　平成30年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第６８７号
札幌市白石区東札幌２条６丁目４番15号　東札幌藤井ビル607、住民票上の住所札幌市白石区本郷通８丁目南６番11号　クルーズハウス本郷通８号
債務者　齊藤みどり（旧姓平澤）
1　決定年月日時　平成30年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第７３５号
札幌市東区北32条東１丁目７番20号　ツインサイドテラスＫＴ―Ｉ206号
債務者　後藤　知子（旧姓外山）
1　決定年月日時　平成30年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第２８号
北海道北見市北進町６丁目１番６号　コーポニクラウス103号、前住所北海道北見市春光町５丁目10番23号　アーバンアート102号
債務者　橋本　卓美
1　決定年月日時　平成30年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成３０年（フ）第６５号
群馬県佐波郡玉村町大字福島81番地６
債務者　植　真理子
1　決定年月日時　平成30年５月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成３０年（フ）第８５号
群馬県前橋市山王町１丁目33番地14
債務者　渡部　宣幸
1　決定年月日時　平成30年５月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成３０年（フ）第９５号
群馬県伊勢崎市田部井町３丁目2150番地10
債務者　大久保幸祐
1　決定年月日時　平成30年５月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成３０年（フ）第９７号
群馬県伊勢崎市宗高町83番地３　コーポラスあだちＣ103
債務者　印南　正人
1　決定年月日時　平成30年５月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成３０年（フ）第９９号
群馬県佐波郡玉村町大字五料781番地３
債務者　山村　信子
1　決定年月日時　平成30年５月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成３０年（フ）第１０２号
群馬県伊勢崎市三和町3211番地４　ガーデンコート　三和Ｉ―202
債務者　塚本　竜太
1　決定年月日時　平成30年５月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係